報道発表資料

平成 22 年 5 月 26 日
独立行政法人国民生活センター

子どもに流行の『ローラー付シューズ』の事故

－使用者の骨折事故だけではなく、巻き添え事故も発生－

「娘がローラー付シューズでデコボコの歩道を滑っていたら窪みにローラーがはまって転倒し左手首を骨折した」、「駅前を歩いていた時、小学生らしき女の子が自分の左斜め後ろからローラー付シューズで滑って来たのでよけようとしたら転んで肘の近くを骨折した」といった事例が寄せられている。

最近、靴のかかとの部分にローラーがついており助走をつけてつま先をあげるとローラースケートのように滑ることができるシューズ(以下、ローラー付シューズ)が小学生を中心に流行している。(下記写真参照)

「使用するときは必ずプロテクターやヘルメットを着用する」、「ローラー使用時はスケート場等の専用施設以外での使用はしない」、「車の往来のある場所、人通りの多いところでは使用しない」、「駅のホームなど危険な場所では使用しない」等、商品には取扱いだけでなくマナーに関する記載もある。しかし、使用上の注意点などは十分に知れ渡っていないと思われる。そこで使用方法やマナーなども合わせた消費者への注意喚起を行うこととした。

写真１．ローラー付シューズ

写真２．裏面

写真３．ローラーがない状態

写真４．取扱説明書

１．主な相談事例

ローラー付シューズの安全などに関する事例は 2002 年度以降 30 件近く寄せられているが、ここ最近増加傾向にある。主な事例は次のようなものである。(【参考１】参照)

（１）使用者自身がケガをした事例

娘がローラー付シューズでデコボコの歩道を滑っていたら窪みにローラーがはまって転倒し左手首を骨折。購入時に乗り方を紹介したビデオがついていた。よくみていないがビデオは処分した。2〜3 年前に購入したものでローラーは変えておらず、使用時にプロテクターなどは装着していない。

(事故年月：2009 年 5 月、東京都、当事者：9 歳･女児、PIO-NET)

（２）巻き添え事故関連の事例

駅前を歩いていた時、小学生らしき女の子が自分の左斜め後ろからローラー付シューズでヘルメットなどは未装着で滑って来た。自分の手前 50cm 弱くらいで止まったが、よけようとしてバランスを崩して右斜め前に転び、右腕を地面に打ち付けてしまった。その子は何も言わずに過ぎ去った。その後整形外科に行ったら右肘近くの部分を骨折しており完治まで 1 ヶ月かかった。

(事故年月：2010 年 1 月、神奈川県、当事者：女性・20 歳代、PIO-NET)

（３）迷惑を被ったなどとする事例

子ども達が広場等ではなくスーパーや大型店舗等、床の滑る場所でローラー付シューズを使用しているのをよく見かける。店内での使用中止、店員による注意が行われているようだが、ごく一部である。ローラースケートのように見た目ですぐに判断できればいいが、通常の靴そっくりである。子どもが滑って突っ込んでくることもあり、事故が起きないかと冷や冷やしている。また、一緒にいる保護者も注意する事がない。

(受付年月：2010 年 3 月、当事者：30 歳代･女性、消費者トラブルメール箱)

２．輸入元・発売元へアンケート

ローラー付シューズを扱っている事業者(5 社)にアンケートを実施した。主な内容は以下の通りである。(詳細は【参考２】参照)

Ｑ１）苦情はどの程度寄せられているか。

Ａ１）「品質に関する申し出」が大半。「(使用者本人が)転倒しケガをした」「店内で使用している子どもがいるが会社の安全対策は」などが寄せられている。「衝突事故の苦情はない」と回答した事業者もあり。

Ｑ２）苦情があったときの対処は。

Ａ２）品質関連は交換対応する。事故があった場合は事実関係を確認する。

Ｑ３）ぶつかりそうになる等の苦情が寄せられているが自社で注意を呼びかけているか。

Ａ３）（当社には）寄せられていない。取扱説明書に記載をする、商品のタグに注意を記載する。

Ｑ４）公共の場所などで子どもが滑っている理由は。
Ａ４）子どもたちが楽しめる場所がない、床が平坦で滑りやすい、他人に上達したのを見せたい。

Ｑ５）公共の場所などで子どもが滑らないようにするには。
Ａ５）マナー教育が必要、保護者に訴える。

Ｑ６）道路交通法第76条の禁止行為にローラースケートがあげられているがローラー付シューズはどのように考えるか。
Ａ６）ローラー付シューズも該当する。取扱説明書に公道で絶対使用しない旨を明記している。

３．問題点

・ 取扱説明書には、ヘルメットやプロテクターなど安全装具の装着や人通りの多い場所での使用禁止などについて記載されているが、寄せられる相談をみると、安全装備未使用の事故や、店舗内や歩道など公共の場での使用による苦情が寄せられている。
・ 相談事例には、同伴する保護者の配慮不足を指摘する内容のものも目立つ。
・ 使用者側の安全管理やマナーの喚起は必要だが、限界がある。保護者や子どもに使用上の注意点などを十分理解させるための事業者側の取り組みが十分効果を上げているとは言いがたい。
・ 警視庁に確認したところ、交通のひんぱんな道路でこのような商品を使用して遊ぶなどの行為は道路交通法の禁止行為[注]に当たるとのことであった。
・ 那覇市では、小学生がローラー付シューズを着用して歩行中に車と接触して大ケガをするという事故を機に、2009年5月に教育委員会が小中学校に対し使用方法などに関する指導の徹底をしている。

（注）
道路交通法　第五章 道路の使用等　第一節 道路における禁止行為等
第七十六条　4　何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。
三 交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

４．消費者へのアドバイス

使用者本人が転倒してケガをするだけでなく、店舗の中や人通りのある場所で遊び、周囲の人を巻き添えにする事故もある。子どもやその保護者は次の点に注意して欲しい。

・ 取扱説明書をきちんと読む。
・ 使用する際はヘルメットやプロテクターなどの安全装具を必ず身につける。
・ 公共施設や店舗内、駅など、人の多いところでの使用は他人の迷惑になる。また、交通のひんぱんな道路での使用は禁止されている。このような場所では使用しないこと。
・ 歩道や店舗内、駅のホーム等で使用して他人にケガをさせた場合などには、使用者本人や親の責任が問われることもある。保護者等は使用方法やマナーをきちんと子どもに説明し、しっかり理解させる。

５．事業者などへ

（１）ローラー付シューズの発売元などへ
・ 安全装具がないと危険であることや道路交通法の禁止行為に関する認識を持っているのであれば、現在行われている取扱説明書等への注意表示を中心にした取り組みだけでは不足と思われる。事業者の中には体験会を行っているところもあるが、そのような場を設け、安全指導を行うなど、より積極的な防止策が図られるべきである。
・ 店内でのローラー付シューズの使用禁止を呼びかけている店舗等もあるが、学校など様々な場所で注意喚起がなされるような方策を、事業者側からも呼びかけてほしい。
・ スニーカー様の形状など商品自体のあり方に関しても、再考すべき面がないか検討してほしい。

（２）店舗、公共施設などの施設管理者へ
・ 他人を巻き添えにする事故事例が寄せられている。店舗等では積極的に注意喚起しているところもあるが、その一方で、同じ店舗内の販売ブースでは特段の使い方指導のようなことを行わずに販売するケースもみられる。施設管理者は、店舗内での安全確保に効果的な注意喚起の方法などについて十分に検討してほしい。

（３）学校関係者へ
・ 小中学校に注意喚起している教育委員会もある。学校でも、使用場所やマナーなどについて生徒や保護者に呼びかけるなど積極的な対応を願いたい。

【情報提供先】

消費者庁 消費者情報課 地方協力室
文部科学省 大臣官房 総務課
文部科学省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課

＜本件連絡先＞
独立行政法人国民生活センター
相談部危害情報室
TEL：03-3443-6223

【参考１】

●使用者自身がケガをした事例

ローラー付シューズで滑っていたところ転倒し左上腕骨を骨折した。 (事故年月：2010 年 3 月、当事者：8 歳･女児、協力病院)
ローラー付シューズで滑っていたところ転倒し右手を骨折した。 (事故年月：2010 年 2 月、当事者：10 歳･女児、協力病院)
仕事中にローラー付シューズを履いていたところ、後ろに転倒して頭部を打撲した。 (事故年月：2010 年 1 月、当事者：30 歳代･女性、協力病院)
道路でローラー付シューズで滑っていたところ前方に倒れこみ、手首を骨折した。 (事故年月：2009 年 10 月、当医者：9 歳･女児、協力病院)
友達から借りたローラー付シューズを広場で滑っていたところ転倒し左手首を骨折した。 (事故年月：2009 年 9 月、当事者：9 歳･女児、協力病院)
娘がローラー付シューズでデコボコの歩道を滑っていたら窪みにローラーがはまって転倒し左手首を骨折。購入時に乗り方を紹介したビデオがついていた。よくみていないがビデオは処分した。2～3 年前に購入したものでローラーは変えておらず、使用時にプロテクターなどは装着していない。 (事故年月：2009 年 5 月、東京都、当事者：9 歳･女児、PIO-NET)
ショッピングセンターの入り口でローラー付シューズで滑っていたところ転倒し後頭部を打撲した。 (事故年月：2008 年 7 月、当事者：10 歳･女児、協力病院)
孫が段差のある所でローラー付シューズが引っ掛かって転倒し、両手首を骨折した。 (事故年月 2004 年 6 月、福岡県、当事者：8 歳･女児、PIO-NET)
ローラー付シューズを道路で滑っていたところ転倒して後頭部を打撲した。 (事故年月：2003 年 9 月、当事者：10 歳･女児、協力病院)
コンクリートの道路でローラー付シューズをはいて遊んでいたら、ローラーの間に石がはさまりブレーキ不能になって転倒し、手首を骨折した。全治 3～4 ヶ月と診断された。プロテクター装着するよう注意書きがあったがつけていなかった。ブレーキがきかなくなる製品に問題がないか。 (受付年月：2002 年 11 月、事故年月：不明、東京都、当時者：12 歳･女児、PIO-NET)

●巻き添え事故関連の事例

今年 1 月、ショッピングモールの通路で小学生の女の子が背後からローラー付シューズで滑ってきてその子の肘が自分の腰辺りにぶつかった。ケガはしなかった。子どもはそのまま通り過ぎていった。ヘルメットなどは未装着で母親が近くにいたが何も言わずに行ってしまった。以前に目の前で転んだ子どもを見たことがある。張り紙などで注意をしているが、親は分かっていて放置している。店内は小さな子ども、妊婦、お年寄りがゆっくり買い物する場所である。以前にも流行っていたが店内を走り回る女の子が増えており、禁止や危険とあるところでも親が平気で走り回らせている。メーカーがいくら店内で遊ぶなと告知しても無駄である。　(受付年月：2010 年 3 月、当事者：30 歳代･女性、消費者トラブルメール箱)

駅前を歩いていた時、小学生らしき女の子が自分の左斜め後ろからローラー付シューズでヘルメットなどは未装着で滑って来た。自分の手前50cm弱くらいで止まったが、よけようとしてバランスを崩して右斜め前に転び、右腕を地面に打ち付けてしまった。その子は何も言わずに過ぎ去った。その後整形外科に行ったら右肘近くの部分を骨折しており完治まで1ヶ月かかった。 (事故年月：2010年1月、神奈川県、当事者：女性・20歳代、PIO-NET)
スーパーでローラー付シューズを履いた子どもが自分の1歳と3歳の子どもにぶつかられしりもちをついたが幸い怪我はなかった。店内は床が平らで滑るのが面白いためよく見かけるが、万が一に大事故になったら大変である。危険な靴だと思うが規制等はないのか。 (受付年月：2009年6月、東京都、当事者：女性・30歳代、PIO-NET)

●迷惑を被ったなどとする事例

今小学生達の中で流行ってるローラー付シューズでよくスーパーや公共施設内でも周りを気にせず滑る子どもが沢山おり、非常に危険である。店内では禁止との張り紙があるにも関わらず、親が注意しない。実際に足を轢かれたなどの被害もあるようで、施設内でのローラー付シューズが嫌だと思っている人も沢山いるみたいである。　(受付年月：2010年4月、当事者：20歳代・女性、消費者トラブルメール箱)
子ども達が広場等ではなくスーパーや大型店舗等、床の滑る場所でローラー付シューズを使用しているのをよく見かける。店内での使用中止、店員による注意が行われているようだが、ごく一部である。ローラースケートのように見た目ですぐに判断できればいいが、通常の靴そっくりである。子どもが滑って突っ込んでくることもあり、事故が起きないかと冷や冷やしてる。また、一緒にいる保護者も注意する事がない。　(受付年月：2010年3月、当事者：30歳代・女性、消費者トラブルメール箱)
小学生などが狭い店内でローラー付シューズを履いて滑っており迷惑である。以前には車やバイクを運転中にぶつかりそうになったこともある。使用する場所を選べばよいのかもしれないが、ルールを守らない者ばかりであり販売中止にした方がいいと思う。 (受付年月：2010年1月、千葉県、当事者：40歳代・男性、PIO-NET)
スーパーで子どもがローラー付シューズを履いているのを見かける。自分の子どもにぶつかりそうで危険である。店側に禁止する法的義務はないのか。 (受付年月：2009年5月、東京都、当事者：年代不明・女性、PIO-NET)
スーパーの店内で子どもがローラー付きシューズで走り回っており、危険な思いをした。他の人も迷惑をしており改めることはできないか。　(受付年月:2009年4月、茨城県、当事者:60歳代・男性、PIO-NET)
百貨店のエスカレーターで子どもがローラー付シューズで滑り、危うく下へ転がるところだった。母親につかまって事なきを得たが、場合によってはエスカレーターの下にいた人たちも巻き込んだ事故になっていたと思う。　(受付年月:2004年3月、兵庫県、当事者:50歳代・女性、PIO-NET)

(注1) PIO-NET：国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベース。

(注2) 協力病院：全国の危害情報収集協力病院（20 病院）からオンラインで収集・分析し、消費者被害の未然防止・拡大防止に役立てるシステム。

(注3) 「消費者トラブルメール箱」：消費者被害の実態をリアルタイムで把握し、消費者被害の防止に役立てるためにホームページで消費者からの情報を集めている。

【参考２】

会社名/住所	①いわゆるローラー付シューズによる苦情はどの程度寄せられていますか。（過去５年について、年度ごとや内容ごと等）	②苦情事例が寄せられた場合どのように対処していますか。（ケースごと）	③子どもがローラー付シューズで滑っていて危険な思いをした、自分にぶつかりそうになった､などの相談が寄せられています。自社ではそのようなことについてどのように考えますか。またそのようなことを防ぐために何か呼びかけなどをしていますか。	④自社の取り組みにも係らず、どうして子どもは人通りの多い公共の場所や店の中でローラー付シューズで滑っているのだと思いますか。	⑤ ④に関連してですが、根本的にそのようなことをなくすにはどのようにしたらよいと思いますか。また自社では何らかの更なる対応策を検討していますか。	⑥道路交通法第76条の禁止行為に「交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること」とあります。ローラー付シューズについてどのように考えていますか。
株式会社エー・ジー（輸入総発売元） 東京都中央区日本橋本町3-10-9	年間約10件程度。 事例の内容は、 1. ウィールがよく回らない。 2. ベルトの縫製が悪い。 3. 新品なのに汚れがあった。 4. 転んで怪我をした。 5. 店内をローラーシューズで滑っている子供がいるのを見かけるが、会社の安全対策はどうしていうかとの質問 6. その他	左記1.2.3.については、商品を着払いでお送りいただき、商品確認後、商品に不具合があれば、交換品を発送する。 4.については、直接担当者が訪問して状況説明を受ける。商品に不具合が無くとも、状況に応じて治療費等かかった場合はお支払いしてきた。過去の事例では全て使用者の不注意によるものでした。5.については、安全マナー喚起などの取組みを説明し、ご理解をいただく。	そのような相談が寄せられているということについては真摯に受け止めるべきと考えています。子供たちが周りの人に迷惑を掛けないためには、社会のルールやマナーを守るように指導しなければならないと考えています。そのための施策として、商品には1.保護者向けの手紙、2. コミック調の説明書、3.安全対策を含めたＤＶＤ，販売店には4.マナー喚起のＰＯＰ､一般には5.テレビCM、6.自社ホームページ、7.イベントなどで2001年の発売当初より対策を講じてきました。今後も更なる対策に努力します。	米国あたりではスケートパークが2,000ヶ所設置されていると聞きます。日本は100ヶ所程度です。子供たちがのびのびと外で遊べるためのインフラ整備も急がれます。狭い国土で、人口が密集している日本にあっては、子供たちが身近な生活圏の中で楽しむのはある程度仕方がないと考えます。	他人に迷惑を掛けないようなマナー教育が必要ですし、周りの人も勇気を持って注意をするような、国のあり方を考えるべきではないかと思います。社会のルールやマナーを平気で破るのは、一部とはいえ、若者や大人が多いのではないでしょうか。弊社では、引き続き、子供に対して、また、保護者に対してご理解いただくよう、さまざまな場面でマナーの大切さを訴えていく方針です。	ローラーシューズも同様と考えています。当然、交通のひんぱんな場所で滑ることは禁止です。

株式会社 コマリヨー （発売元） 愛知県名古屋市中村区井深町１５－１５	一般消費者から寄せられた苦情の内容は、主にローラーの不具合に起因するものです。 例えば、サイドのボタンを押してもローラーが出ない。又はスニーカーとして使用して歩行している際にローラーが飛び出してしまったという内容です。 その他はローラーが回転しないというものです。	ローラーの不具合に関してはローラー固定部のネジの緩みなどが原因の場合には、ドライバーでネジを締めて頂くようにお願い致します。 又、ローラーが回転しない場合には土砂や異物のつまりによる原因が考えられますので、十分に洗浄して頂くようにお願い致します。 明らかに商品に欠陥ありと判断された場合には、交換に応じるといった対応を行ないます。	販売小売店での保護者に対する注意喚起をお願いしております。 取扱い説明書を熟読して、使用上の注意事項を厳守して頂く様に、保護者に対してお願いすることが肝要かと思います。	現在の環境では、子供たちが自由奔放に遊びまわる場所がない事が最大の理由ではないでしょうか。 各自治体が車の往来等の危険がなく、キャッチボールをしたり、ローラー付シューズで滑って遊びまわる場所を提供して行く事が必要であると考えます。	一私企業でできることには限界があります。 各自治体の協力無くしては根本的な解決策はないのではと思料いたします。 ただ、比較的若年層が当該商品の使用者である場合が多いと思われますので、保護者による注意及び指導が極めて重要な意味合いを持つのではないでしょうか。	ローラー付シューズも使用方法を誤ると、確かに危険なものとなってしまう恐れがあると思われます。 まずは、使用上の注意事項を守って頂くことが最も大切であり、必ずヘルメット、肘・膝当てパット等の防具を着用することが必須であります。 道路では絶対に使用しないで頂きたいと思います。そのために一般的使用形態としてのスニーカー機能を有しております。
株式会社ジョイナス （輸入・販売元） 埼玉県八潮市大瀬651-2	個々の商品の不具合に関するお問い合わせをいただくことはありますが、衝突事故等による物的、人的被害に関する苦情をいただいたことは過去にありません。	―	前記のとおり、弊社には、弊社の商品をお使いのお子様が、危険な行為はしたとのご報告は頂いておりません。しかし、万が一にも、弊社の商品をお使いのお子様が、危険な行為をすることのないよう、弊社としては、取扱説明書に使用上の注意として、公道では絶対に使用しないこと、公共の建物や狭い場所を避けて使用することを明記し、取扱説明書の末尾に太字（赤字）で「商業施設内 および公共施設内では､人にぶつかる恐れがあり大変危険ですので、絶対に使用しないでください」と表記し、注意喚起を行っております。	前記のとおり、弊社には、弊社の商品をお使いのお子様が、危険な行為はしたとのご報告は頂いておりません。	前記のとおり、弊社には、弊社の商品をお使いのお子様が、危険な行為はしたとのご報告は頂いておりません。 しかし、説明書以外に、販売店にもご協力をいただき、使用上の注意事項を店頭に大きく掲示していただき、特に保護者の方に訴えることが効果があると思います。	弊社では使用上の注意として「公道では絶対に使用しないでください。」と明記していますが、にもかかわらず、交通のひんぱんな道路において、ローラー付シューズのローラーで滑走する行為は、ローラースケートをすることに類する行為であると考えます。

㈱トレードワン （輸入元） 愛知県あま市木田西明 25	①ローラー交換時に外れにくい ②シューズレースのループがとれてしまう。 ③ローラーのベアリング破損（ユーザーの使用状況での報告）	①　は工場にて仕様変更 ②　は交換対応 ③　使用状況でスペア部品販売	路上での使用は控えて下さい 使用時にはヘルメット、プロテクターの着用をお願いします。 利用時の転倒による怪我や過失による致傷など万一の場合に備えて普通傷害保険への加入をお勧めします。 上記内容を取り扱い説明書に記載しております。	子供たちが使用できる場所、広場が少ないからと思います。	各地方自治体でスポーツ玩具（ローラースニーカーキックボード、スケートボード等）で開放できる広場の整理などが必要かと思われます。環境が整えば、路上での滑走も無くなると思います。	同類の物と思います。
㈱リージェント・ファーイースト （輸入販売元） 兵庫県芦屋市精道町８－１８－１０２	昨年 10 月より販売開始 現在まで苦情についてはありません。	商品に対して ・商品不良については交換 ・部品不良については部品交換（内容により実費または無償交換）をしている。 ・現在事故は発生しておりませんので特に対処についてはありません。 発生時は、販売先の指示により対処をする。	全てのスポーツには守るべき、ルール・マナーが存在しております。それを怠れば重大事故に結ぶ事があります。それらを、認識させることが必要と考えられます。 私どもとしては、商品に取り付けたタグ『ご注意とお願い』を商品を取り出す時に必ずこれを読むように目につく様にしてあります。また、取扱説明書にもイラストにて警告事項・ご注意を記載したものを添付してあります。 使用者にプロテクターの着用を促すことを明記してあります。	対象年齢からみて公共の場と言う認識が少ないと思われる。 商品的にみて靴が主体であるために出かける際にも違和感なく使用できる。 床が平坦であるために滑りやすい。 滑る事で上達した所を他人に見せたい。	何事も守るべきマナー・ルールが存在する事を使用者に対して保護者の方が教える必要があると思われる。 更なる対応としても現在の添付してある説明書を生かして行く。 ・特にわかり易いように取扱説明書に使用に当たってのマナー・ルール・使用方法などをイラストにて表記して行く。	添付の説明書にて記載してあるように一般路上・危険な個所においての使用は禁止と明記してあります。